

聖籠町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月24日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第11号

聖籠町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成8年聖籠町規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1に、次のように加える。

59 企業立地促進検討委員会委員

別表第2に、次のように加える。

15 鳥獣被害対策実施隊隊員

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。